

平成 24 年 8 月

各 位

中央労働災害防止協会
技術支援部長 奈良 篤

機械設備の残留リスク情報の作成を専門家が無料で支援します！

中央労働災害防止協会では、下記のとおり機械安全の専門家を事業場に派遣し、事業場で設計・製造・販売等する機械・設備に関する残留リスク情報の作成を無料でお手伝いします。

記

1. 趣旨・目的

機械による労働災害の一層の防止を図るには、機械メーカーにおいてリスクアセスメントに基づく措置を講じた後、さらに残ったリスクについて機械メーカーから機械ユーザーにこれら残留リスク情報が適切に提供され、機械ユーザーにおいて保護方策を実施することが必要です。

厚生労働省ではこのような取組みを促進するため、労働安全衛生規則を改正し、機械の譲渡（または貸与）者に対して「機械に関する危険性等の情報（残留リスク情報）を作成し通知すること」を努力義務化（平成 24 年 4 月施行）しました。

中災防では今回の労働安全衛生規則改正と併せ公示された、「機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」（以下「通知促進指針」といいます。）を適用した機械の安全化の普及促進を図るため、中小規模の機械製造事業場等を主な対象として、個別の機械・設備の残留リスク情報の作成について専門家による実施支援を無償で行うこととしています。また、その結果から好事例を取りまとめ公表することにより、同種機械、関係業界等への波及を図り、通知促進指針に基づく残留リスク情報の提供を推進することとしています。

なお、この事業は、中災防が厚生労働省の委託を受けて行われるものです。

2. 対象・条件

(1) 事業場の要件

- ① 労働者が概ね 300 人以下の事業場（企業でなく工場単位）で、機械・設備の製造、改造等を実施（計画）または顧客からの発注を受け、生産ライン等の設計、調達、据付等を実施（計画）しており、残留リスク情報の提供に意欲があること。

- ② 対象機械・設備は、いわゆる機械（駆動部分が制御及び動力回路を備えて動くもの）であって、圧力機器、化学反応装置等を除く。新規設計のものは試作機なりとも実機があることが望ましい。
- ③ 対象機械・設備に対するリスクアセスメントが行われており、リスクアセスメント結果のまとめ表ができていること。

（２）事業場の実施事項

- ① 東京、名古屋、大阪及び福岡で各 1 回集合して行う研修・説明会（10/4 東京、10/9 名古屋、10/18 大阪、10/30 福岡）のいずれかに出席していただくこと。その後、対象機械の残留リスク情報の作成を事業場内でまず実施していただきます。
- ② 中災防が派遣する専門家及び事務局担当者を各事業場に受け入れ（平成 24 年中に 1、2 回）、実機を用いてリスクアセスメントの確認及び残留リスク情報の作成のためのアドバイスを受け、事業場で検討し、残留リスク情報を「残留リスクマップ」及び「残留リスク一覧表」として作成していただくこと。なお、アドバイスの結果を必ず採用しなければならないわけではありません。

3. 応募方法

次ページの申込書に必要事項を記入し **F A X (03-5445-1774)** して下さい。ご連絡いただいた事業場につきましては、ご担当者あて確認の連絡を申し上げます。

4. その他事業場にご了解いただく事項

予算の制約や専門家の都合等により、当初希望されたすべての事業場又は機械についてアドバイスが受けられない場合がありますのでご了承下さい。

<この件に関するお問い合わせ先>

中央労働災害防止協会 技術支援部 技術指導課
〒108-0014
東京都港区芝 5-35-1 産業安全会館 6 階
TEL: 03-3452-6375 (ダイヤル) FAX: 03-5445-1774

平成24年度 機械設備の 残留リスク情報作成支援事業申込書

会社・ 事業場名 (ホームページアドレス)	(http:// _____)		
所在地	〒 _____		
	電話: _____	FAX: _____	E-mail: _____
事業場規模	名	業種	
担当者 氏名	ふりがな	所属 役職	
リスクアセスメント実施状況 (○を付けて下さい)			
	実施している	実施する予定である 又は研修を受けたことがある	知らない
機械のリスクアセスメントを			
希望する機械・ 設備			
(事務局使用欄)			

個人情報の取り扱いについて

ご記入いただいた個人情報につきましては、中央労働災害防止協会(中災防)が責任を持って管理し、申し込みいただいた支援の実施のために使用するほか、中災防が行う以下の情報提供等の送付先として使用させていただくことがあります。つきましては、以下のような情報提供等に個人情報を利用することに関しまして、同意していただけない場合は、右下端の口枠内にチェックマーク(し点)をお願いします。

- ①当協会の「事業案内」、「各種セミナー・講習会」、「出版する図書、用品等」、「会員加入」等のご案内
- ②当協会のサービス向上のためのご意見の聴取(アンケート)
- ③行政機関または当協会が作成した労働安全衛生に関する制度改正の周知のためのパンフレット等(無償配布のものに限る)の送付
- ④その他公益的な観点からの情報の提供

